

医療経済実態調査（医療機関等調査） について

目次

- 1 前回までの議論(単月調査について)
- 2 新型コロナウイルス感染症の発生状況
- 3 単月調査の実施について

目次

- 1 前回までの議論(単月調査について)
- 2 新型コロナウイルス感染症の発生状況
- 3 単月調査の実施について

前回までの議論(単月調査について)

- 令和2年度の損益状況は、新型コロナウイルス感染症による影響が大きいこと等を踏まえて、令和元年、令和2年、令和3年のいずれかの月について、収益項目と費用項目をできる限り簡素化したうえで、追加調査を実施することについて、事務局から提案。
(※) 新型コロナウイルス感染症の影響が少ないと思われる月単位の損益の状況についても、調査を行うことについて提案をしたもの。

(参考)委員からの主な意見

- 令和2年度の損益の状況のみでは、間違った解釈になる恐れがあるため、令和3年度以降の単月調査は実施するべき。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響については、単月調査を実施すれば、他の調査と併せて分析することで、コロナを受け入れている医療機関の実態は把握できると思うが、コロナを受け入れていない医療機関への影響をどう把握するか整理しておくべき。
 - 単月調査は年度調査よりも回答負担が大きく、回答率も低くなることが予想され、分析や解釈が難しい恐れがある。
 - 追加調査は負担が大きく、実施することで既存の調査の回答率も減少する恐れがある。
 - 回答率が低いことが予想され、中途半端な回答結果となる恐れがある。回答率が低い場合には分析は行わないなど、取扱いについて検討しておくべき。
 - 実施するならば、回答負担を考慮して、調査項目は可能な限り簡素化するべき。
-
- 単月調査を実施するか否かについては、令和3年2月10日の中医協総会において、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、春頃を目処に決定することとされた。

目次

- 1 前回までの議論(単月調査について)
- 2 新型コロナウイルス感染症の発生状況**
- 3 単月調査の実施について

新型コロナウイルス感染症の発生状況

【国内事例】括弧内は前日比

※令和3年5月24日24時時点

	PCR検査 実施人数(※3)	陽性者数	入院治療等を要する者		退院又は療養解除と なった者の数	死亡者数	確認中(※4)
				うち重症者			
国内事例(※1,※5) (チャーター便帰国 者を除く)	13,189,047 (+91,616)	718,984 (+2,711)※2	61,541 (-2,427)	1,294 (-6) ※6	642,319 (+5,262)	12,394 (+86)	3,342 (+75)
空港・海港検疫	685,727 (+2,587)※7	2,913 (+4)	86 (-4)	0	2,823 (+8)	4	0
チャーター便 帰国者事例	829	15	0	0	15	0	0
合計	13,875,603 (+94,203)	721,912 (+2,715)※2	61,627 (-2,431)	1,294 (-6) ※6	645,157 (+5,270)	12,398 (+86)	3,342 (+75)

- ※1 チャーター便を除く国内事例については、令和2年5月8日公表分から(退院者及び死亡者については令和2年4月21日公表分から)、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。
- ※2 新規陽性者数は、各自治体がプレスリリースしている個別の事例数(再陽性例を含む)を積み上げて算出したものであり、前日の総数からの増減とは異なる場合がある。
- ※3 一部自治体については件数を計上しているため、実際的人数より過大となっている。件数ベースでウェブ掲載している自治体については、前日比の算出にあたって件数ベースの差分としている。前日の検査実施人数が確認できない場合については最終公表時点の数値との差分を計上している。
- ※4 PCR検査陽性者数から入院治療等を要する者の数、退院又は療養解除となった者の数、死亡者の数を減じて厚生労働省において算出したもの。なお、療養解除後に再入院した者を陽性者数として改めて計上していない県があるため、合計は一致しない。
- ※5 国内事例には、空港・海港検疫にて陽性が確認された事例を国内事例としても公表している自治体の当該事例数は含まれていない。
- ※6 一部の都道府県における重症者数については、都府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室(ICU)等での管理が必要な患者は含まれていない。
- ※7 令和2年7月29日から順次、抗原定量検査を実施しているため、同検査の件数を含む。なお、空港・海港検疫の検査実施人数等については、公表日の前日の0時時点で計上している。

【上陸前事例】括弧内は前日比

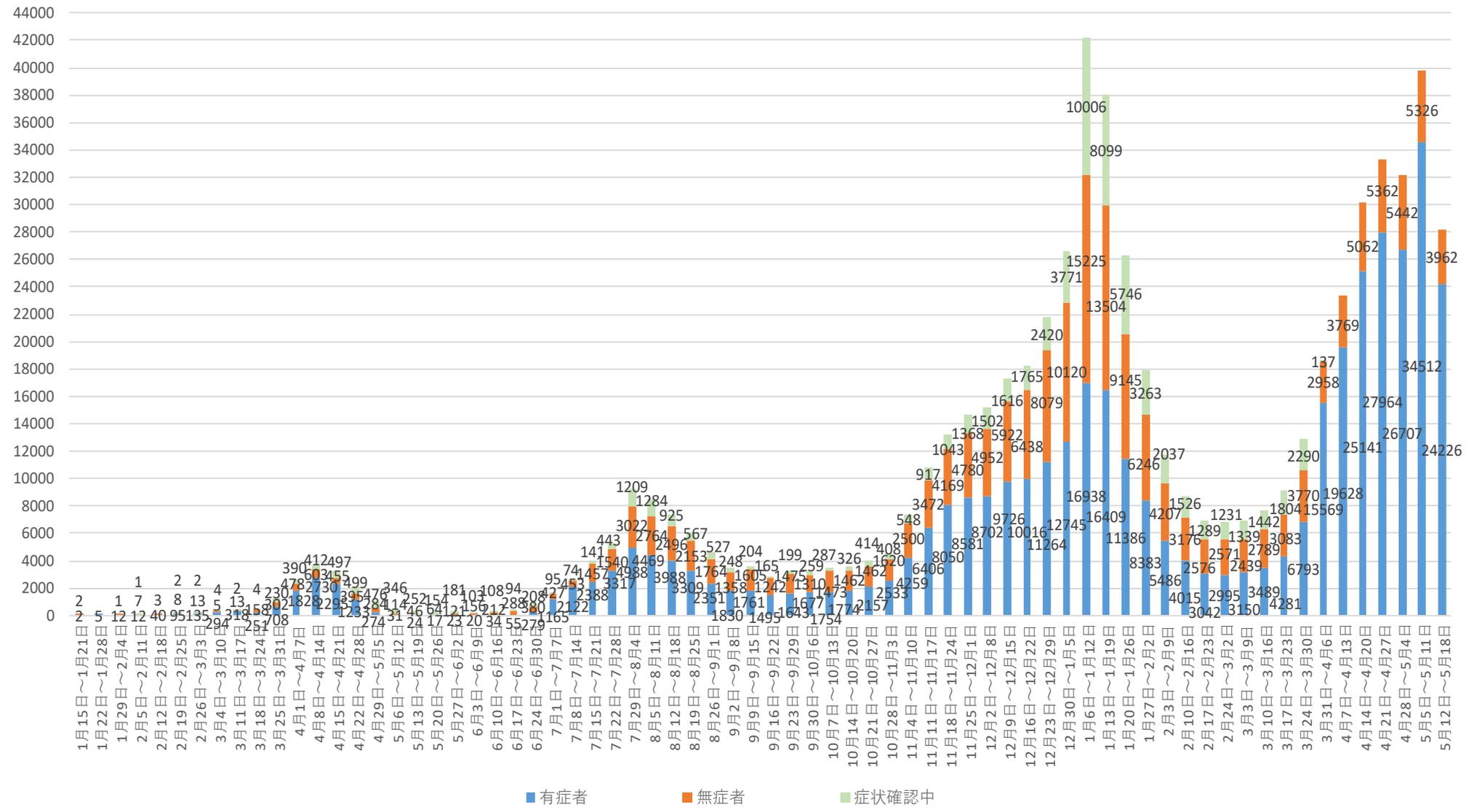
	PCR検査陽性者 ※【 】は無症状病原体保有者数	退院等している者	人工呼吸器又は集中治療室 に入院している者 ※4	死亡者
クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人) ※1	712 ※2 【331】	659 ※3	0 ※6	13 ※5

- ※1 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人
- ※2 船会社の医療スタッフとして途中乗船し、PCR陽性となった1名は含めず、チャーター便で帰国した40名を含む。国内事例同様入院後に有症状となった者は無症状病原体保有者数から除いている。
- ※3 退院等している者659名のうち有症状364名、無症状295名。チャーター便で帰国した者を除く。
- ※4 37名が重症から軽～中等症へ改善(うち37名は退院)
- ※5 この他にチャーター便で帰国後、令和2年3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。
- ※6 新型コロナウイルス関連疾患が軽快後、他疾患により重症の者が1名いる。

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向（速報値）

（令和3年5月19日18時時点）
 【注1】チャーター機、クルーズ船案件は除く
 【注2】医療機関からの届出情報との突合前

確定週別人数

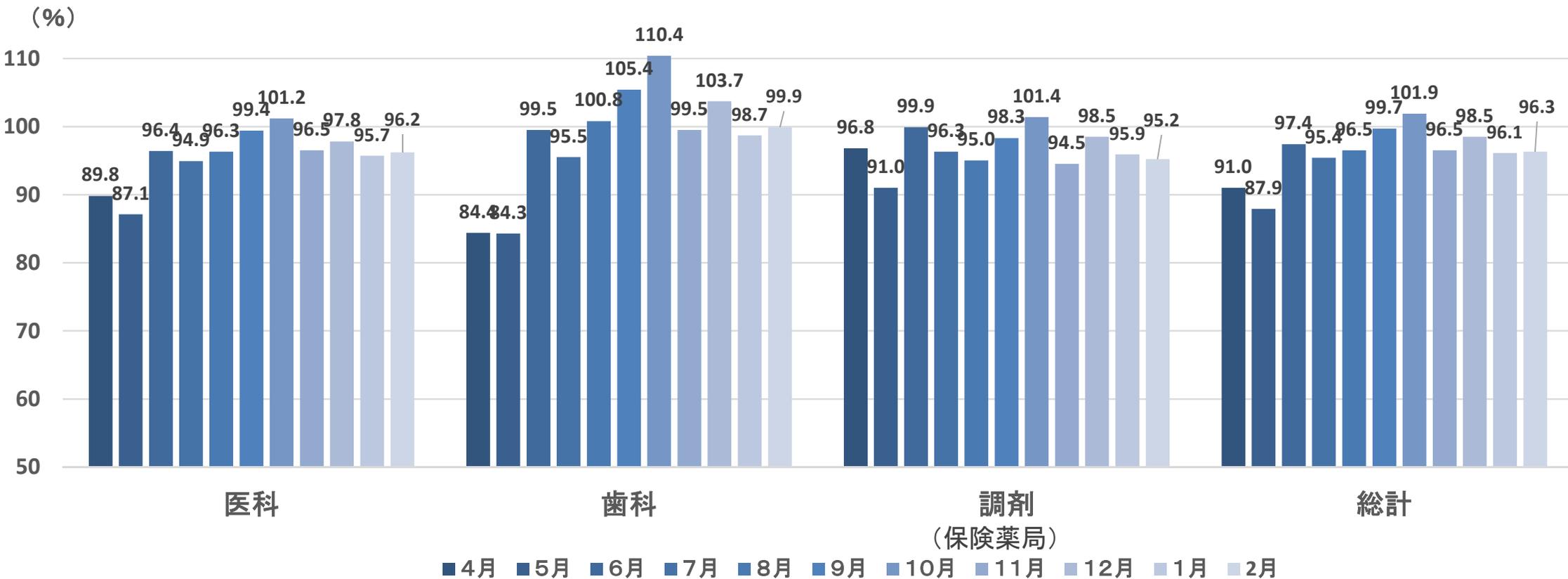


注：厚生労働省が把握した個票の積み上げに基づき作成しており、再陽性者については、新たな発症として集計しているため、総数は現在当省HPで公表されている各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げた陽性者数とは一致しない。

新型コロナウイルス感染症による医療機関の収入の変化②（診療種類別）

○ レセプト点数の前年同月比で見ると、4月は医科、歯科、調剤において大きく減少が見られた。6月には下げ幅に回復がみられた。

診療種類別総点数の前年同月比



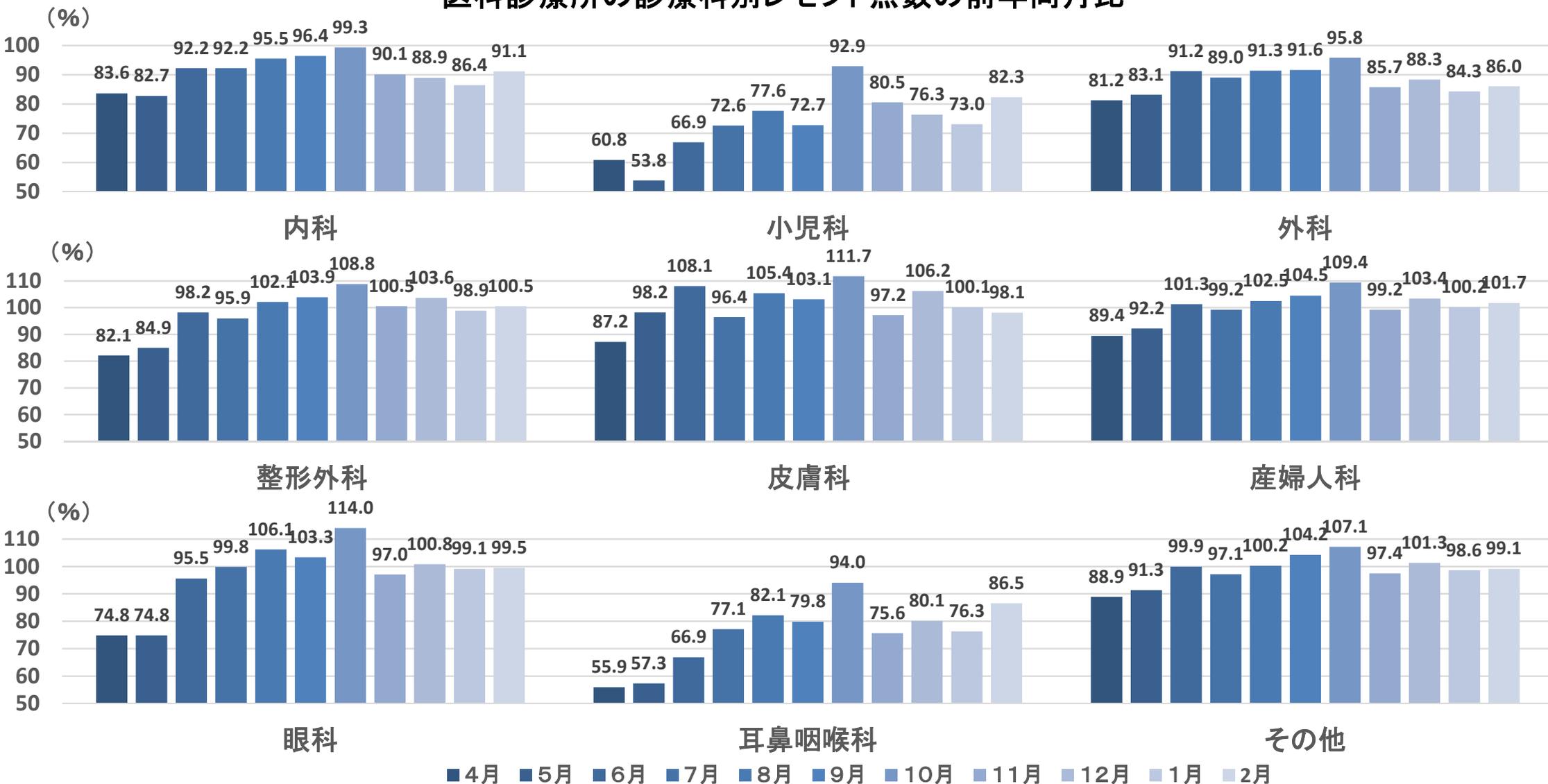
※1 社会保険診療報酬支払基金ホームページの統計月報及び国民健康保険中央会ホームページの国保連合会審査支払業務統計によるレセプトの確定点数を基に、厚生労働省で前年同月比を機械的に算出。

※2 総計には、食事・生活療養費、訪問看護療養費が含まれる。

新型コロナウイルス感染症による医療機関の収入の変化⑤（医科診療所の診療科別）

○ レセプト点数の前年同月比で見ると、4月以降は、いずれの診療科も減少しているが、耳鼻咽喉科、小児科の減少が顕著。6月には下げ幅に回復がみられたが、診療科ごとにバラツキがある。

医科診療所の診療科別レセプト点数の前年同月比



※1 社会保険診療報酬支払基金ホームページの統計月報による点数を基に、厚生労働省で前年同月比を機械的に算出。
 ※2 再審査等の調整前の数値。

目次

- 1 前回までの議論(単月調査について)
- 2 新型コロナウイルス感染症の発生状況
- 3 単月調査の実施について**

単月調査の実施について

- 新型コロナウイルス感染症は依然として収束しておらず、医療機関をとりまく状況が日々大きく変化している中で、直近2事業年度分のみではなく、できる限り直近のデータを把握することには意義があると考えられる。

- このことから、
 - ・ 直近のデータである令和3年6月の損益の状況
 - ・ その比較対象である令和元年6月及び令和2年6月の損益の状況について、追加で単月調査を実施することとしてはどうか。

調査票の修正について(賞与の把握)

- 前回お示した単月調査の調査票において、「給与費」については、総額のみ記載を求めるとしていた。
(※)「給与費」には、「給料」、「賞与」、「法定福利費」等が含まれる。
- ただし、「賞与」の額については、
 - 実績額の記載が可能な他の給与費とは性質が異なり、単月調査では、賞与の実績額は記載できないこと、
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、発生以前と比して、賞与を減額している医療機関等があるものと考えられることを踏まえると、他の「給与費」と区別して把握(賞与の増減を把握)する必要があるのではないか。
- このため、「給与費」のうち、賞与に要した費用部分について、その額を区別して記載することを求めていますどうか。
(※) 多くの医療機関等では賞与の額を把握しており、記載する欄は増えるものの、新たに賞与額を把握するための事務負担は増加しない見込み。

調査票の修正について(賞与の把握)

≪具体的な修正案(病院調査票の例)≫

2月10日にお示した案

<調査票>

Ⅲ 医業・介護費用

科 目	金額 (令和元年●月分)	金額 (令和2年●月分)	金額 (令和3年●月分)
1 材料費(含む医薬品費)	⑰	⑳	㉓
2 給与費	㉑	㉒	㉔
3 材料費、給与費以外の費用(※1)	㉕	㉖	㉗
医業・介護費用合計	㉘	㉙	㉚

<記入要領>

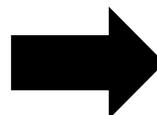
第2-2 損益(月次)

2 給与費

損益(年度)で示している費目の合計額を記入してください。ただし、以下で指定する費目については、貴院の経営実態に応じ、下記の通りとしてください。

(1) 賞与

- ① 当該事業年度の年間支給額が決定している場合
年間支給額の1/12の額として計算してください。
- ② 当該事業年度の年間支給額が決定していない場合
前年度実績の1/12の額として計算してください。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響で前年度賞与を減額している施設については、前々年度実績の1/12の額として計算してください。



修正案

<調査票>

Ⅲ 医業・介護費用

科 目	金額 (令和元年6月分)	金額 (令和2年6月分)	金額 (令和3年6月分)
1 材料費(含む医薬品費)	⑰	㉒	㉓
2 給与費	(1) 給与費(賞与を除く)	㉑	㉔
	(2) 賞与(1月あたりの額)	㉕	㉖
3 材料費、給与費以外の費用(※1)	㉗	㉘	㉙
医業・介護費用合計	㉚	㉛	㉜

<記入要領>

第2-2 損益(月次)

2 給与費

(1) 給与費(賞与を除く)

給与費のうち、賞与を除く合計額を記入してください。(以下略)

(2) 賞与(1月あたりの額)

- ① 令和元年6月及び令和2年6月については、年間支給額の1/12の額として計算してください。なお、6月以外の月に賞与を支給した場合であっても、年間支給額の1/12の額を記載してください。
- ② 令和3年6月については、年間支給額が決定している場合のみ、年間支給額の1/12の額として計算してください。年間支給額が決定していない場合は、「-」を記入してください。(例えば、令和3年6月に賞与を支給した場合であっても、令和3年12月の賞与支給額が決まっていなかった場合は、「-」を記入してください。)

なお、6月以外の月に賞与を支給する場合であっても、年間支給額が決定している場合には、その1/12の額を記載してください。